

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容	とちぎ蔵の街観光館利用承認の取消し
根拠法令等及び条項	とちぎ蔵の街観光館条例第13条
根拠条項	とちぎ蔵の街観光館条例第13条
参考事項	とちぎ蔵の街観光館条例第8条
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>とちぎ蔵の街観光館条例抜粋 (利用承認の取消し等)</p> <p>第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該施設の利用を制限し、又は利用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第8条各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認めるとき。</p>